

清瀬市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

(認定申請書に添付する書類)

第3条 規則第1条の2の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証等とする。

(認定申請の取下げ)

第4条 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請又は法第5条の7第1項の規定による変更の申請（以下これらを「申請」という。）をした者は、市長が法第5条の4の認定（法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）をする前に申請を取下げようとするときは、取下げ届により市長に届け出なければならない。

(不認定通知)

第5条 市長は、申請に係る管理計画が法第5条の4に掲げる基準に適合しないと認めるときは、同条の認定をしないものとし、不認定通知書により申請をした者に通知するものとする。

(改善命令)

第6条 法第5条の9の規定による命令は、措置命令書により行うものとする。

(認定管理計画に基づく管理の取りやめ)

第7条 法第5条の10第1項第2号の申出をしようとする認定管理者等は、取りやめ届により市長に届け出なければならない。

(認定の取消しの通知)

第8条 法第5条の10第2項の規定による通知は、認定取消通知書により行うものとする。

(様式)

第9条 この細則の施行について必要な様式は、別に定める。

(委任)

第10条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。